

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月19日

規則第29号

改正 平成30年3月30日規則第41号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（文書の交付に代えることができる電磁的方法等）

第1条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号。以下「条例」という。）第8条第2項（条例第55条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める方法（以下「電磁的方法」という。）は、次に掲げる方法とする。

（1）電子情報処理組織を使用する方法であって次のア又はイに掲げるもの

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と入院患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて情報を送信し、当該入院患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて入院患者又はその家族の閲覧に供し、当該入院患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 条例第8条第4項（条例第55条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）前項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用する方法

（2）ファイルへの記録の方式

（食事の提供に要する費用等）

第2条 条例第15条第3項第3号及び第47条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）第1号ホ及びトに定める基準とする。

2 条例第15条第3項第4号及び第47条第3項第4号に規定する規則で定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等第2号に定める基準とする。

3 条例第15条第4項に規定する同条第3項第1号から第4号までに掲げる費用及び条例第47条第4項に規定する同条第3項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによる。

一部改正〔平成30年規則41号〕

（特殊な療法等）

第3条 条例第19条第5号（条例第55条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める特殊な療法、新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める療法等とする。

2 条例第19条第6号（条例第55条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

一部改正〔平成30年規則41号〕

(感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

第4条 条例第32条第2項第4号(条例第55条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に定める手順とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第41号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。